

美郷町建設工事等入札参加者指名停止基準

(趣旨)

第1 この基準は、美郷町建設工事入札制度実施要綱第8条及び美郷町建設コンサルタント業務等請負業者選定要綱第12条に規定する指名停止基準について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2 町長は、格付業者(格付された建設業者を構成員とする共同企業体及び事業協同組合(以下「共同企業体等」という。))を含む。以下「有資格業者」という。)が別表第1及び第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 町長が指名停止を行ったときは、工事及び業務委託等(以下「工事等」という。)の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請人及び共同企業体等における指名停止)

第3 町長は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 町長は、第2第1項の規定により共同企業体等について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 町長は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体等について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 町長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

ただし、指名停止の期間は2年を超えることができない。

5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5 町長は、第2第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う

際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により、次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- 一 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号に該当したとき。
- 二 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 三 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）。
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があったとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。
- 五 町又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

（指名停止の通知等）

- 第6 町長は、第2第1項及び第3各項の規定により指名停止を行い、第2第2項の規定により指名を取り消し、第4第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6項の規定により指名停止を解除したときは、様式第1号から第4号により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 2 総務課長は、町長が、第2第1項及び第3各項の規定により指名停止を行い、第4第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6項の規定により指名停止を解除したときは、様式第6号から第8号により、各課長等へ通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止に係る事由が町と締結した請負契約に係る工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

- 第7 町長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

（下請負等の禁止）

- 第8 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が町の契約に係る工事等の一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

- 第9 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止該当者の報告）

- 第10 課長等は、別表各号に掲げる措置要件の一に該当する事由が発生したと認めるときは、速やかにその旨を様式第5号により、町長に報告するものとする。現に指名停止を受けている有資格業者について、第4第5項の規定により指名停止期間の変更をし、又は第4第6項の規定により指名停止を解除すべき事由が発生したと認めるときも同様とする。

（その他）

- 第11 この基準に定めるもののほか、指名停止に係る重要な事案については、入札資格審査会において審議するものとする。

附 則

この訓令は、平成20年4月9日から施行する。

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1. 美郷町の発注する工事及び業務委託等(以下「町発注工事等」という。)の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競走参加資格確認申請書、競走参加資格確認資料その他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の提出資料に虚偽の記載をし、工事及び業務委託等(以下「工事等」)の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上12月以内
(過失による粗雑工事等) 2. 町発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。) 3. 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事等」という)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であるとみとめられるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上3月以内
(契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、町発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上4月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5. 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 6. 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内 当該認定をした日から 1月以上4月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7. 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 8. 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上3月以内

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 1. 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 2. 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県内の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12月以上24月以内 逮捕又は公訴を知った日から 12月以上24月以内

<p>3．有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (独占禁止法違反行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12月以上24月以内</p>
<p>4．町発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12月以上24月以内</p>
<p>5．業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。) (1) 県内における違反 (2) 県外における違反 (競売入札妨害及び談合)</p>	<p>当該認定をした日から 12月以上24月以内 12月以上24月以内</p>
<p>6．町発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12月以上24月以内</p>
<p>7．有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前号に掲げる場合を除く。) (1) 県内における違反 (2) 県外における違反 (建設業法違反)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12月以上24月以内 12月以上24月以内</p>
<p>8．町発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法(昭和24年法律第100号)違反の容疑で逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から 4月以上12月以内</p>
<p>9．有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法(昭和24年法律第100号)違反の容疑で逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 県内における違反 (2) 県外における違反 (廃棄物処理法違反)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から 3月以上9月以内 3月以上9月以内 1月以上6月以内</p>
<p>10．町発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6月以上12月以内</p>
<p>11．工事等の施工に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 県内における違反 (2) 県外における違反 (暴力的不法行為等)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4月以上9月以内 2月以上6月以内</p>
<p>12．有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が暴力団との関係が認められるとき若しくは業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6月以上18月以内</p>

(不正又は不誠実な行為)	
13. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
14. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

- 様式第1号
- 様式第2号
- 様式第3号
- 様式第4号
- 様式第5号
- 様式第6号
- 様式第7号
- 様式第8号